

佐賀県告示第24号

宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引士証の交付等を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定（平成27年佐賀県告示第89号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月11日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
1 <u>一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会</u> 又は公益社団法人全日本不動産協会が、宅地建物取引業法第22条の2第2項（第22条の3第2項の規定において準用する場合を含む。）の講習として実施する講習 2 略	1 <u>公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会</u> 又は公益社団法人全日本不動産協会が、宅地建物取引業法第22条の2第2項（第22条の3第2項の規定において準用する場合を含む。）の講習として実施する講習 2 略